

(認定投資者保護団体)

(監督局 証券課)

1. 制度の概要

金融商品取引法上の自主規制機関以外の団体が、苦情解決・あつせん業務を行う場合に、当該団体の自発的な申請に基づいて内閣総理大臣がこれを認定することにより、当該団体の信頼性を確保する制度。

2. 指定、登録等の基準

◆金融商品取引法◆

(認定投資者保護団体の目的及び業務)

第七十九条の七 有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として、次の各号に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、認可協会及び認定協会を除く。次条第三号ロにおいて同じ。）は、内閣総理大臣の認定を受けることができる。

- 一 金融商品取引業者又は金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に対する苦情の解決
- 二 金融商品取引業者又は金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に争いがある場合のあつせん
- 三 前二号に掲げるもののほか、金融商品取引業の健全な発展又は投資者の保護に資する業務

2・3 (略)

(欠格事項)

第七十九条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第七十九条の十九第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、若しくはこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

- ロ 第七十九条の十九第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しない者

(認定の基準)

第七十九条の九 内閣総理大臣は、第七十九条の七第二項の規定による申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第七十九条の七第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。
- 二 第七十九条の七第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- 三 第七十九条の七第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて当該各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	平成22年1月19日	東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 0120-64-5005	金融商品取引法第79条の7第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる業務を実施するため、同法施行令第18条の4の15に定める申請書の提出があり、同法79条の8各号の欠格事項に該当せず、かつ同法79条の9各号に定める基準に適合していると認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

法令等により、料金等の設定に当たって国が関与することとはされていない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和3年9月1日現在）

特に問題は認められない。